【論文】

『リア王の悲劇』の新構想(3) --エドマンドの仕える自然の女神--

磯 山 甚 一*

A New Design in *The Tragedy of King Lear* (3): Edmund's goddess, the goddess of nature

ISOYAMA, Jinichi

要旨: 開幕冒頭から登場するエドマンドは、リアの王国分割とコーディーリアの勘当を見届けたあと、自分が「自然の女神」に仕える身であることを独白で宣言する。エドマンドの言うその「自然」は、いわゆる「自然状態」という用語で示唆されるものであると解釈が可能であり、リアの王国が法のない状態に陥ったことを示唆するだろう。その「自然状態」がどういうものか、リアの王国から「自由」が失われたとするケント伯の言明をはじめとして、劇の進行とともに明らかにされていく。本論(3)ではこの過程をひとつずつ跡づけながら、『歴史劇』から『悲劇』への修正部分を詳細に確認していく。まずは、エドマンドが最初の場面で何を見届けるのか。ケント伯の言う「自由」とは何か。過去のリアの王国統治はいかなるものであったか。そして、リアの退位に伴って起きた王国内の秩序崩壊の状況への言及があり、猛威を振るう「嵐(storm)」の強調がある。

キーワード: 自然 自然の女神 自然状態 自由 自然法

はじめに

『リア王の歴史劇』から『リア王の悲劇』へ、作者による注意深い改訂が行われたとする仮定にもとづき、本論の(1)において『悲劇』ではフランス王国軍が来ていないこと、またはそのように修正する意図が明らかであること、さらに(2)において、『悲劇』では王国や国に関する意識が失われる傾向にあることにつき、それぞれある程度の示唆が行えたと思われる。

以上の(1)、(2)の検討結果から導かれることは、改訂後の『悲劇』は『歴 史劇』と異なり、対フランス王国の戦争という国際関係が劇進行の中に入 り込むことなく、リアの王国内におけるリアとその周辺の人物たちの関係 など、王国の内部に焦点があたること、国際紛争にともなう戦争の言説に 関わらずに済むということである。これを踏まえたうえで、引き続いてこ の(3)において、では『リア王の悲劇』がいかなる戯曲として成立してい るかについて考察を進めたい。

その考察において鍵となるのは、シェイクスピアのリア王の物語に頻出する「自然 (nature)」という語であろう¹¹。QテキストとFテキストの異同という観点から言えば、'nature'やそれに関連する'natural'などの語がFにおいて大幅に追加されたとか、あるいは削除されたとか、そのような傾向は明らかには認められないように思われる。異なるのは、明らかに国際紛争としての戦争が起きているQテキストの場合と、王国内で内乱が起きているとして理解したFテキストの場合と、'nature'が用いられる文脈が異なる、ということになるだろう。

本論 (3) においては、エドマンドが独白で「自然の女神」として呼びかける 'nature' が特に重要な意味を帯びており、『リア王の悲劇』の基調を形づくっているとする観点から劇の進行に検討を加えたい。エドマンドの独白の後も引き続き何度も出現する 'nature' は、その都度文脈における意味が変化する。その変化の様相を本論 (3) でも、(1)、(2) と同様にQテキストとFテキストの異同に注目しつつ検討したい。

1. 第1幕第1場のエドマンド

すでに本論(2)で検討したとおり、開幕冒頭で最初に登場してリアの王国分割を話題にするのはグロスター伯とケント伯であり、グロスター伯の息子エドマンドもそこに立ち会う。三人の会話は30行ほど続く。この間、舞台上にいて観客がその名前を最初に聞くのがエドマンドである。「このお方を存じておるか、エドマンド?(Do you know this noble gentleman, Edmund?)」。名前が最初に観客に知らされるのがエドマンドであることは注目に値するであろう。実際に、この後の劇の進行とともにその人物は大きな役割を果たすからである。

このようにして登場するエドマンドについて未だに研究者の間で最終的な結論が出ていない問題がひとつある。すなわち、冒頭で登場したその彼がいったいどのタイミングで退場するか、である。18世紀のシェイクスピア戯曲の編集者であったEdward Capell は、エドマンドがすぐ後に父グロスター伯と一緒に退場する、としてト書きをつけた²⁾。グロスター伯がリアの指示を受け、その場にまだ来ていない人物二人を呼んでくることになり、伯は「そういたします」と返事をするからである。この後にエドマンドに与えられる台詞がこの場でひとつもないことから考えられた、グロスター伯と一緒のエドマンド退場の判断であっただろう。

しかしながら、グロスター伯がリアに答える台詞のQテキストとFテキストのそれぞれの表記とト書きを原典のテキストで確認すると次のとおりである 3 。

Q Glost. I shall my Liege.

グロスター そういたします、国王陛下。

F Glou. I shall, my Lord.

Exit.

グロスター そういたします、陛下。

退場

Oテキストでは、リアが指示を出したあとグロスター伯にもエドマンド

にもどちらにもト書きはない。一方Fテキストでは、グロスター伯の「退場(Exit)」('Exit' は人物ひとりの退場の場合に用いる)の指示があるものの、エドマンドについては何もない。Qテキストで人物の出入りが不明確であったものを、Fテキストはグロスター伯の「(ひとりの) 退場」としてト書きを加え、舞台上の人物の動きを明確にしようとしたと考えられる。裏を返せば、Fがグロスター伯に退場の指示を出しながら、エドマンドには何も指示を出さないのは、エドマンドをそこにそのまま残らせる、という暗示であろう。Fテキストはこのように、Qテキストを修正してグロスター伯ひとりの退場であることを明確にする。現代版Fテキストの編者J.L.Halioは、エドマンドがここで退場せず舞台上に残り、ずっと下ってリアその他の人物と一緒に退場するとしている。そこでのFテキストには、人物名は特定しないで'Exeunt.'(二人以上の人物の退場を指示するト書き)とあるため、Halioはそれら複数の退場者たちの中にエドマンドを含めたのである。

18世紀のCapell以来の編集テキストは、エドマンドが父グロスター伯と一緒に退場することで一致してきた。『リア王』として邦訳されたテキストも、ほとんどがそれにならってきたようである。しかし、QテキストとFテキストの違いに注目が集まるようになって以来、エドマンドが退場しないで舞台に残るという考え方が生まれたように思われる。Fテキストを編集したHalio (1992年) がそうであるし、1997年に出たアーデン版のR.A.Foakes (ed), King Lear (これはQとFのいわゆる「合成本」 'composite text') もその編集方針をとる。Qテキストを編集して2000年に出されたStanley Wells (ed), The History of King Learでさえも、Qにはそこにト書きがないにもかかわらず、Fのグロスター伯ひとりだけの退場を採用して編集している。4)

つまり、Qテキストで明確でなかったものを、Fテキストはグロスター 伯だけの退場と指定し、同時にエドマンドについて何も触れないことで、 彼はそのまま残ると暗示したのであろう。そのように編集したFoakes は そして、その後エドマンドがこの場面をリアが退場するまで目撃すること によって、「ひとりの娘[コーディーリア]の王への反逆 (rebellion) は、エドマンドのエドガーと父に対するたくらみ (plot) と重なって[観客に]見られるだろう・・・」と注解する 5 。

この指摘にあるように、エドマンドが舞台にとどまり続けて、リアと娘たち、とくにリアとコーディーリアとのやりとりの一部始終を現場で目撃するとすれば、コーディーリアとエドマンドとの間に類似を見出すことはできるだろう。コーディーリアの行為は結果的に親子の縁を切られるほどの重大なものとなり、エドマンドもまた、重大な結果をもたらす策謀を実行に移すからである。彼がのちに独白で述べる言い分は、自分には母親が異なる嫡出の兄がいてその兄と違う待遇を受けているが、嫡出の兄が土地を相続するのは既得権としての「慣習法(custom)」を根拠とするにすぎず、「非嫡出」の自分にも権利があるはずであり(この権利の根拠については後に考察)、自分はその慣習法に挑戦して兄の相続分を奪い取るつもりだ、ということである。これもまたFoakesの言うように、慣習法を体現する父親に対する「反逆(rebellion)」と言えるかもしれない。

ただ、エドマンドはコーディーリアの「反逆」だけを見たのではなく、別のことも見ているはずである。というのは、エドマンドはその他の人々と一緒に退場したあと、まもなくひとりで再び舞台に登場する。その最初の台詞が例の 'Thou, nature' で始まるよく知られた独白である。彼がここで姿を現わすやいなや突然のように「自然 (nature)」を「お前 (thou)」や、「おれの女神 (my goddess)」として呼びかけるのは唐突に見える。なぜそんなことを急に言い出すのか?

その語 'nature' は前の場面でも用いられていた⁶⁾。QもFも、それらのうちのひとつは、リアが末娘のコーディーリアを指して「自然の女神でさえわが子と認めるのを恥じるほど、それほどの人でなし (a wretch whom nature is ashamed to acknowledge hers)」とののしる台詞であり、'nature'を擬人化し、「自然の女神」として言及する。ここでリアが用いる'nature'は、OEDの定義のうちで次の意味にあたるであろう。

The creative and regulative physical power which is conceived of as operating in the material world and as the immediate cause of all its phenomena. (物質世界で作用し、その世界のすべての現象の直接的な原因と考えられる創造的、調整的な力)

OED はさらに次の欄で、この意味の 'nature' が 'more or less definitely personified as a female being' (だいたいにおいて明らかな女性的存在として擬人化される) と説明を加える⁷⁾。「自然の女神」として言及される、ということである。

エドマンドが再び姿を現わすと同時に、「自然の女神」に言及して語り出すのには、その前の場面で彼が何を見ていたかに関係させて理解できると思われる。リアの言う「自然の女神」としての'nature'はもちろん関係はあるだろう。エドマンドも自然を擬人化して女神として呼びかけるからである。そのリアの「自然の女神」を含む台詞を含めて、エドマンドはずっとそこにとどまって何を見て、何を聞いていたのか?本論(3)でこれから考察していく課題が、この疑問だと言ってもいいだろう。エドマンドはそうしてリアの王国分割を目の当たりにした結果として、その語'nature'をリアの用いたそれとは意味をずらして独白で用いるように思われる。以下、本論(1)、(2)と同じように、QテキストとFテキストの異同に焦点を当て、この疑問に対する答えを確認していきたい。

2.エドマンドが見届けたもの

開幕冒頭の場面で起きていることで、それ以降の展開で重要となり、観客にも明らかなことをひとつエドマンドの視点から指摘しておこう。舞台上でこれから進行していくのは、王 (king) または王国 (kingdom) に関わる物語であることは、冒頭の登場人物の会話の中でも強調される。当のエドマンドも王国の外で9年間過ごし (He hath been out nine years (O.Sc.1.31,

F.1.1.27))、王国の重大な節目となるべき機会に帰還し、その場に立ち会う。 ケント伯の開幕劈頭の台詞には、'I thought the king had more・・・'として 王に言及する台詞があり、リア王が登場するところでも、グロスター伯が 'The king is coming.' として注意を喚起し、その王は登場するとすぐ、「自 分の王国を三つに分割した (we have divided in three our kingdom) と続ける。 ところが、その分割に伴う一連のやりとりが終わったところで、リアが 退位を宣言しておきながら後継者は決まらず、王国がどうなったか曖昧な ままである、という事実がある。リアは王国を三分割したあと、自分に 残して維持するのは「国王の名、およびすべての肩書き (The name and all the additions to a king)」(F.1.1.129-30, Q.Sc.1,126-7) にとどめると明言し、 「統治権、歳入、その他の実権 (The sway, revenue, execution of the rest) | (F.1.1.130-21, O.Sc.1,128) は義理の息子であるコーンウォルとオールバニ の二人の公爵たちに「お前たちのものだ (be yours) |と言い残しただけで、 どちらが王の役割を引き継ぐべきか指定せず、曖昧な言い方をしたままで ある。コーディーリアに与える予定だった三番目の相続分も、同じく二 人の公爵たちに向かって、二人の上の娘の持参金に「三分の一を合わせろ (digest the third)」と述べるにとどまり、二人でどう配分すべきか何も指定 しないで姿を消す。その場に残り続けるエドマンドはこの未決定状態を自 分の眼で見届けるだろう⁸⁾。

そしてエドマンドは次に登場すると(第2場)、すでに確認したとおり、「自然の女神」に呼びかけ、自分が嫡出でなく庶子として生まれ、しかも年下のせいで二重に不利な扱いをうけており、嫡男で年上のエドガーの土地を奪い取るための策略をめぐらすことを明かす。これを、慣習法(custom)にしたがって兄を優遇する父親グロスター伯に対して、コーディーリアと同様の「反逆」を企てているとみなすことは、「反逆」という点では間違いではないかもしれない。ただ、その際に「自然(nature)」を女神として呼びかけ、「お前の法におれの行動は従う(to thy law/ My services are bound)(大場訳)」と宣言するのは何故なのか?彼が「従う(bound)」と明言する「自

然(の女神)の法|とは何か?

3. ケント伯の「自由」

エドマンドが見届けて認識したことは何か、それを最初に暗示すると思われるのが、ケント伯の台詞である。伯がコーディーリアを擁護してリアの逆鱗に触れ、追放に処せられてその場を立ち去る際に言い残す台詞がある。しかもその台詞はQテキストとFテキストでまったく異なり、QからFへの改訂の構想にも深く関わると思われる。次の1行がそれである。

- Q <u>Friendship</u> lives hence, and banishment is here. (Sc.1.170) 「友はここ以外のところに存在し、ここに留まるのは追放と同じ」
- F <u>Freedom</u> lives hence, and banishment is here. (1.1.175) 「自由はここ以外のところに存在し、ここに留まるのは追放と同じ」

このケント伯の台詞はどういう意味か⁹⁾。Alexander Schmidt, Shakespeare Lexiconによれば、ここで用いられる 'live' は 'to exist, to have being' であり、 'hence' は 'not here, at a distance' ということである¹⁰⁾。QとFの違いは、Qの 'Friendship' に対し、Fが 'Freedom' である。Qのケント伯の場合、追放に処せられても友 (味方) (friendship) は別の場所にいる、ここにとどまっても追放と同じ、友 (味方) のいない境遇になるだけ、という意味で言っているらしい¹¹⁾。Qのケント伯は追放処分の結果として、自分の友 (味方) 関係を焦点に反応し、追放を受け入れて自分は友 (味方) のいる別の場所へ行くと示唆する (実際ケント伯はこの後で変装するので、王国外へ立ち去ることにしなければならない)。ただし、'Friendship' は単なる「友人」というような穏当なものではなく、敵方に対峙する「味方、同盟者」という緊迫した意味を含むかもしれない。というのは、すでに述べたとおり、Qテキストにはその基調にフランス王国との国際関係が含まれ、リアの王国は実際に軍隊の侵攻を受けて、それに伴い戦争の言説が含まれるからである。

Qのケント伯の台詞は自分が王国外の勢力と手を組み、リアの王国と敵対する立場になるかもしれない、と誤解されかねない(むろんケント伯は変装してリアに仕えるので、そのような展開はない)。

一方でFのケント伯は「(ここリアの王国には'freedom'がなく) 別の場所 に (hence) こそ 'freedom' が存在する、ここには追放がある (ここにとどま るのは追放と同じ) として、こちらも処分に従いリアの王国の外へ立ち 去ることを示唆する。本論(2)で確認したとおり、追放処分とは国家や都 市、所領など、特定の法の支配下にある領域の空間的な枠から強制的に外 に出されることである。追放の結果は、いかなる法の支配もない、無法の 領域に放り出されるか、または別の法の支配する領域に入り込むか、どち らかだろう。いかなる法の支配もない領域では、その人は法の束縛や拘束 から'free' =「自由 | になるだろうが、それは裏をかえせば、法による保障 もないことを意味する。あるいは、別の法の支配する領域に無断で侵入す るとすれば、その別の法がその人にその法の下の保障を与えるかどうかは 未知数であり、もしかしたら敵としての扱いを受けて迫害されるかもしれ ない。Fのケント伯が台詞の後半に「追放がここにある」と付け加えるのは、 リアの王国内が追放された人の味わうような状態になるだろう、法の支配 がない状態になるだろう、と言っているのではないか(文章は現在形の表 現であるが、意味は明らかにリアの王国の未来に言及している)。

では、Fのケント伯の台詞は全体としてどういう意味になるだろうか。 邦訳で'freedom'は「自由」と訳され、ケント伯の台詞は「自由はこことは 別のところに存在する」となる。リアがケント伯の忠告を聞き入れず自分 の考えに固執し続ける以上、ここには自分が「自由」に行動できる余地は ない、ということであろうか。仮にそうだとした場合、追放処分はケント 伯にとって、今、ここのリアの権力の理不尽な支配からその権力の及ぶ範 囲外へ逃れることかもしれず、追放こそがかえって彼に「自由」をもたら すかもしれない。この場合の「自由」には積極的な意味はなく、束縛がな い、拘束がない、という消極的な意味にとどまるだろう。英語'freedom' はもともとそのような意味であるし¹²⁾、日本語の「自由」も同様である¹³⁾。 Alexander Schmidtがここのケント伯の台詞を取り上げて定義するのも、 'freedom' = '1) liberty, opposed to confinement'である。

だが英語の場合、シェイクスピアの時代にいたる中世の主として西方ヨーロッパの歴史の経過の中で、'freedom' はもっと積極的な意味を持つようになった。「自由」に加えて、「特権、権利」などの意味をそなえたのである。Schmidt はシェイクスピアがその意味で用いた例を2) の項目にして『ヴェニスの商人』から取り上げる。すなわち、

'freedom' = '2) franchise, warranted right' (Schmidt) として用いられた次の二つの例である。ひとつはサレリオという人物がシャイロックの言い分を伝えるもので、

'He[=Shylock] plies the duke at morning and at night/ And doth impeach the freedom of the state,/ If they deny him justice.'

「なんでも朝となく夜となく公爵をせっついて/この国に自由がある なら公正な裁判をしてくれとわめいているようだ」(小田島雄志訳) もうひとつはシャイロックが公爵に向かって言う台詞で、

'If you[=Duke] deny it, let the danger light/ Upon your charter and your city's freedom.'

「それをあなたが否定なさるならば、あなたの特許状も、/都市ヴェニスの自由も、危険が及ぶことになりましょう」

である。OEDも 'freedom' の項目12.b. でこの意味を記載し、'A privilege possessed by a city, a corporation, etc.' と定義する。しかも、この意味で英語の最初の用例を1596年に定位し、上掲の引用のうちシャイロックの台詞がそれだとする 14)。この意味は、日本語の「自由」も明治以降になって獲得した意味である。「自由」が 'freedom' の翻訳語として用いられたことによるもので、その結果として日本語の「自由」にも「権利、特権」という意味がある。都市や自治体、あるいは国などに法があることによってもたらされる、法の下での「特権」である 15)。

同じことは、後に舞台上でリアが経験することに関連させて説明できるかもしれない。リアは二人の姉娘たちから逃れて荒野を彷徨するが、そこでは束縛や拘束がなくリアの思いのまま振る舞える点では確かに「自由」かもしれない。しかし、そこでリアは「嵐 (storm)」¹⁶⁾に巻き込まれて、その猛威から逃げ場を探さなければならない。しかも、彷徨するリアはもしかしたら金品を狙う盗賊や命を狙う敵の襲撃にさらされるかもしれず、無法状態の中にいることになる。リアがどこか別の法の支配する領域に入り込むという暗示はQにもFにもない¹⁷⁾。リアが置かれた荒野のような場所における「自由」とは、王国や領地の内部でそこの法によって身体や身分を保障される人間的な状態ではない、すなわち、'freedom'が歴史的に獲得した意味の「特権」を含まない状態である。

以上を前提とすれば、Fのケント伯がその台詞の前半 'Freedom lives hence.' で暗示するのは、人間的生存を法の下で保障するような 'freedom' = 'franchise, warranted right' はリアの王国とは別のところにある、リアの王国にはなくなった、ということであろう。ケント伯は続く台詞 'banishment is here.' と合わせて、これまでリアの王国であった領域がいまや法のない状態に陥っていると指摘しているのではないか。 'freedom' を獲得して都市や王国などが法を備えて存在するとすれば、リアの王国は'freedom' を失い、王国の実体はなくなった、という暗示だと思われる。この意味の'freedom' はこのように国内や都市内など、内側の問題に特異的に関連する用語であり、国の外側つまり国際関係には関わらない。これはおそらくQテキストからFテキストへの改訂の構想に呼応するだろう。本論の(2)ですでに確認したとおり、Fのケント伯はFのリアが自分の'state'に関する意識を欠いていることをしきりに指摘しているのである。エドマンドはそのかたわらで、このような意味をもつリアとケント伯のやりとりを黙ったままじっと見ている、ということになるだろう。

4. リアの王国統治は過去にどうだったか

冒頭の場面の最後でリアを筆頭にその他エドマンドらの登場人物が退場すると、続いてコーディーリアがフランス王とともに姉二人に挨拶をして立ち去る。その後ゴネリルとリーガンの姉妹が舞台に残って会話を交わす場面があり、その二人の台詞の中には、以前のリアの王国統治について暗示しているらしい部分がある。ゴネリルの台詞であるが、その意味がQと下で正反対である。ゴネリルはリーガンに向かって次のように語りかける¹⁸。

- Q Gon. You see how full of changes his age is, the observation we have made of it hath not beene little;...
 - ゴネリル「父の年になると気が変わりやすいもの。そんな様子を見た 場面はこれまで少なくなかったわね。」
- F Gon. You see how full of changes his age is, the observation we have made of it hath beene little:...
 - ゴネリル「父の年になると気が変わりやすいもの。そんな様子を見た 場面はずっとなかったのにね。」¹⁹⁾

Qでは、リアの統治は在位中にも、つい先ほど目の前で見たと同じように 気が変わりやすかったとの暗示である。だが一方でFではそういう暗示は なく、今はともかく以前は、すなわち現在完了形の 'hath beene' が表わす 範囲の過去においては、「気が変わりやすい」様子はなく統治していた、 と暗示されるだろう。Fでリアは、年老いた結果として気の変わりやすい 気質がにわかに表面化し、以前の姿はもはや見失って退位した、というこ とである²⁰⁾。

少し後でゴネリルはリアが「最良でしっかりしていた時 (the best and soundest of his time)」でも「性急 (rash)」であったと述べる (Q, Fで共通)。 それでも、その「性急」さのせいで王の権威が失われ王国の存立自体が危

うかったとは言われない。Q、Fのリアともに、気質としては最良のときも「性急」であったが、過去においてリアの王としての存在感は明確であり、その地位が問題になることはなかった、ということであろう。Qでは「性急」な性格でしかも高齢による気の変わりやすさが続いていたところに、Fでは「性急」な性格でもずっと気の変わりやすさはほとんど見せなかったのに、今回の王国分割にいたってコーディーリアを勘当し、ケント伯を追放に処した。結果として、後継者は決まらず、王位ひいては王国そのものがどうなるかが問題になっている²¹⁾。Fのリアは最近の様子と比べてその変貌ぶりに落差が大きく、周囲の人々にとって衝撃が大きいのである。

5. エドマンドの「自然」の二つの意味

a. 「自然状態 | の自然

ゴネリルとリーガンの二人の姉妹が退場したあと、エドマンドがひとりで登場し、独白をする²²⁾。

'Thou, nature, art my goddess: to thy law/ My services are bound.'

「自然よ、お前がおれの女神だ、お前の法におれの行動は従う|(大場訳)

と、'nature' に対して自分が身近な関係にあることを表わす二人称代名詞 'thou' を用いて呼びかける²³⁾。この独白全体でQとFのテキストの違いは細部のみであり、文言はほとんど同じである。

さきほど確認したとおり、前の場面でエドマンドは一貫して沈黙したまま目の前の出来事の進行を注視していた。そのあとで彼が用いるこの'nature'を検討するには、前の場面から続く進行の中で彼の言葉を理解する必要があると思われる。エドマンドの用いる'nature'への呼びかけは、特にFテキストの場合、王国分割がもたらした混迷の後、リアに追放を宣告されたケント伯の台詞、以前のリアと異なるリアの姿、これらを受け継ぐ形で行われる宣言である。すなわち、リアが退位してもその後継者が決

まらない状態は、ケント伯によれば法の下での自由=特権が失われた法のない状態 ('Freedom lives hence') であり、追放された者が経験するような環境 ('Banishment is here') であり、王として統治していた頃のリアの姿は見る影もなくなった。そういう文脈が、エドマンドの唱える 'nature' に深く関連するのではないか、ということである。

この戯曲において 'nature' は異なるさまざまな意味で用いられることは すでによく知られているが、エドマンドがここで発する 'nature' について、 Oテキストの編者 Stanley Wells が付した注によれば、エドマンドがこの独 白で自然の女神に呼びかける際、ここで用いられる'nature'が密接に関係 するのは、'state of nature'(日本語では「自然状態」)という慣用句にある 'nature'であるように思われる、という²⁴⁾。さらにWellsは*OED*から、'the condition of man before the foundation of an organized society' (nature sb.14a (b)) (組織化された社会が整備される以前の人間の状況)、という 'nature' の定義を付け加える。Wellsは続けて、エドマンドがその台詞の中で自分 と 'nature' の身近な関係を暗示して 「お前の法 (thy law) | という表現を用い ることで、彼が周囲の世界から切り離された存在になる、と指摘する。リ ア王を中心として王国の組織がつくられた社会に属する人々の世界と彼が 距離を置いた存在であるとの指摘であろう²⁵⁾。実際エドマンドは、事情は 説明されないが、これまで9年の期間を王国の外で過ごしてきた (He hath been out nine years, (Q,Sc.1,31, F,1.1,27))、とされ、これからも彼の異質性 が暗示される。

エドマンドについてのこのWellsの指摘は自ら編集したQテキストについてのものであるが、その指摘はFテキストの場合も同じように当てはまると思われる。そうだとすれば、Fテキストにおけるケント伯の台詞の修正、すなわちQの'Friendship...'からFの'Freedom...'への修正は、エドマンドの用いる'nature'が「自然状態」に関連することをさらに強調することになるだろう。先に論じたとおり、このケント伯の台詞は、リアの王国が法のない状態=自然状態に陥っていることを指摘していると見なせるからである。

John F. Danby はその著書²⁶⁾でこのエドマンドの独白を取り上げて、二人の姉妹とエドマンドをひとつのグループにまとめて考察対象にすると同時に、シェイクスピアとほぼ同時代の哲学者ホッブズの名をそれらの登場人物と一緒に挙げている²⁷⁾。しかし、Danby は劇の進行の中でこの独白がどういう前後関係におかれているかは特に論じていないと思われる。前の場面からの続きとしてその独白を理解しようとするならば、リアの王国が陥っている「自然状態」は、Fテキストではケント伯の'freedom'に関する言明が加わることにより、さらに強く印象づけられるだろう。

Wells が OED を参照して指摘する「自然状態 (state of nature)」というときの 'nature' は、先にも OED の定義を取り上げたとおり、人間が社会を組織する以前の状態、すなわち法が存在しない状態という意味で用いられる²⁸⁾。エドマンドの「お前の法 (thy law)」という言い方の'thy' は「自然の女神の」であるから、'thy law'で「自然の女神の法 (goddess of nature's law)」である。自然を擬人化しないとすれば、'thy law' = 'the law of nature, or natural law' すなわち、「自然の法」であろう。この「自然」が、OED の定義にあるとおり、社会が組織化される以前に属するものとすれば、「自然の法」は組織化された人間社会で制定される法には該当しない。それは法典や何かの文書として人間が参照できる状態で社会的に存在するわけではないことになる。

では、社会的に存在しないその「法」に、エドマンドが自分で宣言する言葉によれば、「従う(bound)」とは一体どういうことか?すなわち、エドマンドがここで言及する'nature'が「自然状態」を指していわれる「自然」であるとすれば、その環境は法のない状態²⁹⁾であることになり、法に従うことは定義上不可能である。法のないところで法に従うことはできない³⁰⁾。彼が自分は「法に従う」と宣言するとすれば、前提として、その法の内容を知らなければならないのは当然である。仮にその法を知らない、あるいはそれが知りえないとすれば、自分の行動が実際にその法にかなっているかどうか、結局のところエドマンドは自分で判断不可能である。以上

の論法でいけば、エドマンドがその独白で意味するのは結局、「自然状態」 の中にいる自分は法に拘束されることはない、ということではないのか、 と考えられる³¹⁾。

b. 「自然法 | の自然

続いて、エドマンドの用いる 'law of nature' にもうひとつの意味があり、その意味はエドマンドに深く関係することを確認しておきたい。OEDによれば、'nature' の項目9.c. において、別の項目 'law' を参照するよう指示がある。

- c. law of nature: (see law sb.1 9c)
- この指示に従って'law'にあたると、'law'の項目9に次の定義がある。
 - law 9. The body of commandments which express the will of God with regard to the conduct of His intelligent creatures.

さらに、'law 9.' の中に9c. の項目があり、'law' は次のように定義され、その意味で 'nature' が用いられる場合、通常 'law of nature' という語句で用いられることが分かる。

law 9.c. as implanted by nature in the human mind, or as capable of being demonstrated by reason. Formerly often the *law of nature*

すなわち、'law of nature' 日本語で「自然法」とは、「自然によって人間精神の中に植えつけられたものとして、理性によって証明可能な」法である。 OEDの'law'の定義9. は上で引用したとおり、「知性ある神の被造物〔=人間〕の行動に関して神の意思を表わす一連の命令」である。 それは神の命令であるから、たとえば次の引用で言われるところの「見えざる神の法典」にあたるものと考えられる。

・・・中世には近代国家における如き法典に編纂された実定法の体系が元来欠けていたこと、そして各人の権利は常に既得権(wohlerworbenes Recht)として見えざる神の法典=自然法 (lex divina et

naturae)の中に基礎づけられていたということを知る必要がある³²⁾。

すなわち自然法とは、既得権として神の法典に含まれるものの、人間が制定した実定法とは異なり、人間がいつでも参照できるような文書(テキスト)として人間社会に存在するものではない。そのため、それらの自然法は人間社会の歴史の経過の中で人間理性によって発見され、人間が人間社会の中の法としてひとつずつ実現していく(=実定法として制定する)ことが求められる法、と考えられる。

エドマンドが独白の中で触れている主張に関して具体的に考えてみれば 分かるだろう。彼は慣習法 (custom) としての「長子相続」に異議を唱え、 また「非嫡出子」に対する慣習法上の差別に抗議している。それらエドマ ンドの異議や抗議は今日ではまったく正当なものであり、今日のわれわ れは、それらエドマンドの主張が十分に理解可能である。「きょうだい」 の生まれた順番によって、さらには嫡出と非嫡出の違いによって、「きょ うだい | の間に差別する理由はないこと、これは今日の日本を含めた西欧 化された社会では歴史の経過のなかで正当性を獲得し、実定法として整備 されている。しかしエドマンドは、自分の生きる社会、すなわちその時点 までリア王が王として君臨してきた社会、の中では、その社会の慣習法 (custom) に対して反逆する人物としてしか描かれない。その社会の慣習法 の中で、長子やあるいは嫡子に生まれた人々が、すでに自分たちの権利を その慣習法の中に既得権として組み込んで、その法をその社会が合法とし ているためであろう33)。エドマンドを最初から単に「悪党 (rogue)」または 演劇上の伝統にあった「悪役」とみなす批評は、エドマンドの主張にある このような間然する所のない正当な側面について評価していないのではな いだろうか。エドマンドは「自然法=神の法」の観点から言えば正当であ る自分の権利を獲得するために周囲の社会と闘っている。その社会は既得 権としての「慣習法」をたてに彼の主張を拒否するからである。その点で はエドマンドの姿はある意味で「悲劇的」であるともいえるだろう。

6. グロスター伯の現状認識

そこにグロスター伯が登場して前の場面で起きたことに言及し、リアの権力 (his power) に何が起こったかについて自分の認識を語る。この台詞もまた、リアの王国が陥った「自然状態」に関連すると思われる。その台詞にもQとFで違いがある。違いのひとつは、伯が前の場面に言及するときに、Qの 'subscribed' がFで 'Prescribed' に修正されること、他の違いは、Qにない疑問符がFで付けられたこと、である。

- Q GLOUCESTER Kent banished thus, and France in choler parted And the king gone to night, <u>subscribed</u> his power, Confined to exhibition-(Sc.2,22~24)
- グロスター ケントは追放され、フランス王は怒って帰国、王は今夜ご 出発になった、[王は]自分の王権を放棄なさり てを受けるだけの身におなりだ。
- F GLOUCESTER Kent banished thus? and France in choler parted? And the king gone tonight? Prescribed his power, Confined to exhibition?

 (1.2,23~25)
- グロスター ケントが追放された<u>?</u>フランス王は怒って帰国<u>?</u>王は今夜 ご出発になったと<u>?[王の]ご自身の王権は制限を受け</u>・・・ 手当てを受けるだけの身におなりだと?

まずQの'subscribed'と、Fの'Prescribed'の違いについて。Qのグロスター伯はリアが自分の権力(his power)を放棄した(subscribed)、と表現する。この'subscribed'は'surrender'の意味で用いられ、リアが自分の意思で放棄した、ということである。本論(2)において、Qテキストのリアは自分が王権を手放すことについて自覚的であると確認したとおり、そういうQのリアの姿に関するQのグロスター伯の指摘は一貫していると思われる。

それに対して、Fのグロスター伯は微妙に異なる語を用いており、リアが自分の権力を何かによって制限された状態にある([his power being] Prescribed) ³⁴⁾ と述べる。本論(2)で、Fのリアにとって自分の「老い」が最大の関心事であると確認したとおり、ここでFのグロスター伯が伝えるのは、リアが王権を自分の意思ではなく、つまり自分の意思と関わりなく、別の何かによって制限された状態にある(prescribed = limited)、と述べる。Fのリアはもはや、自分のもつはずの王権を自分の意思でコントロールできる状態ではないということであろう。

この前の場面の最後では、ゴネリルが 'surrender' という語を名詞 (「放棄」の意味)で用いてリアの行為に言及している ('this last <u>surrender</u> of his will', Q, Sc.1,294)。この語 (surrender) はFテキストでも同一であり (F,1.1,295)、前の場面の時点では、リアの行為に対する認識にQとFで違いはなかった。そのあとで、グロスター伯が登場してリアの様子をコメントするときになって、Qでは同じ意味の「surrender (放棄)」で表わせるが、一方でFでは、「放棄」では表せない微妙な変化があったことにより、Fでは「Prescribed (制限を受けた)」と表現されたのである。Fのリアは自分の意思と関わりなく、自分の権力 (power) に「制限をかけられた (prescribed)」。結果としては、QでもFでも「手当てを受けるだけ (Confined to exhibition)」にいたるわけであるが。

もうひとつの修正は、疑問符が付くか付かないかである。まず確認しておくと、前の場面においてグロスター伯は、リアの指示を受けてフランス王とバーガンディ公を呼びに行くために退場し、しばらくその場を離れていた。Fはト書きとしてQになかったグロスター伯の'Exit'を追加し、グロスター伯がそこにいないことを明確にしているからである。そのためFのグロスター伯は、ケント伯の追放処分やコーディーリアの勘当処分の現場には立ち会っていない。伯は後になってからケント伯の追放処分、コーディーリアの勘当処分を伝え聞いて、異常事態が起きたとここで改めて反芻していることになるだろう。Fにおいてグロスターのそれぞれの台詞に

疑問符?が追加されるのは、そういう伝聞が果して現実か、自分に問いかけていることを表わすと考えられる。前の場面で、Fはト書き'Exit'を追加してグロスター伯がその場にいないことを明確にしたのであり、疑問符の追加はその修正に呼応するものであろう。

7. グロスター伯の'wisdom of nature'とエドマンドの'nature'

グロスター伯は次にエドマンドがでっちあげたエドガーの陰謀の情報(偽情報)を聞いたあと、続く会話の中で最近起きた日蝕、月蝕に触れる³⁵⁾。伯が「最近の日蝕と月蝕、なにかとよくないことの起こる前兆だな(大場訳)」と述べるのは、日蝕、月蝕に関する占星術(astrology)の予言を自分で信じている、とみなせる台詞である(伯自身は「占星術」にあたる'astrology'という語は用いない)。続けて伯は'wisdom of nature'に言及し、自分の信奉する占星術に対立するものとしてそれを話題にしていると考えられる。伯はQとFでそれぞれ次のように述べる。

Q: Though the wisdom of nature can reason thus and thus, yet nature finds itself scourged by the sequent effects. (Sc.2,102-4)

「自然界の研究はあれこれと理性を働かせることはできるが、自然は 引き続いて起こる結果によって罰を受ける」

F: Though the wisdom of nature can reason it thus and thus, yet nature finds itself scourged by the sequent effects. (1.2,92-3)

「自然界の研究は理性を働かせて<u>それを</u>あれこれと説明はできるが、 自然は引き続いて起こる結果によって罰を受ける」

QとFの違いは、Qの自動詞 'reason'が、Fで 'reason it' と目的語 'it' が付け加わり、他動詞となることである³⁶⁾。その他に修正はない。 'wisdom' は 'science, knowledge' (Schmidt, *Lexicon*) と定義され、'wisdom of nature' で

'natural science'(C. T. Onions, *Glossary*)、または'natural philosophy'(大場、p.44)、今日でいう「自然科学、自然哲学」の意味であると理解されている³⁷⁾。台詞の後半で用いられる'nature'は、*OED* 2.b. に定義される、'The general inherent character or disposition of mankind. Also in phr. *human nature*.' が当てはまるだろう。Halio はこの'nature'を'human nature, specifically human reason as embodied in natural philosophy, or science'として、「人間理性」のことであるとする³⁸⁾。

そうすると、まずQのグロスター伯の趣旨はこういうことであろう。「自然科学や自然哲学の研究においてあれこれと理性が働く (reason) ことはできるが、人間理性は、起きる結果 (sequent effects) によって罰を受ける (scourged=理性で推論した結果にはならない)」と。全体としてQのグロスター伯の言っているのは、日蝕、月蝕のことが念頭にあるとしても、具体的な日蝕、月蝕の事象に限定するのではなく、一般論として、人間理性には限界があり、成り行きを正確に推論できない、ということになると考えられる。

一方でFのグロスター伯の台詞には'it'が追加されており、趣旨は次のようになるだろう。「自然科学や自然哲学の研究において、それ(単数形の'it'が目的語であるが、おそらくは日蝕月蝕のこと、両者あわせて「蝕」とすればつじつまが合うかもしれない)をあれこれと理性を駆使して説明できるが、人間理性 (nature) は、日蝕、月蝕に続いて実際に起きる結果 (sequent effects) によって罰を受ける (scourged = 理性で推論した結果にはならない)」と。一般論を述べるQと異なり、Fの場合は日蝕、月蝕という事象に具体的に言及し、人間理性の限界を語っていると考えられる。

グロスター伯が「蝕」を話題に取り上げて述べる人間的自然=人間理性に関する説明は、Qの場合もFの場合も結局のところ、人間理性は日蝕、月蝕を含めて自分の周囲を解明できていない、と述べていることになるだろう。Fにおいてことさら it'を追加し、つい先ごろ起きたとされる日蝕、月蝕に具体的に言及する形で述べる理由は何だろうか。それは、次に検討

するとおり、自分で聖書の予言に言及し、さらには、具体的に息子の反逆 とリアの逸脱した行為を述べる台詞へと続けるためであっただろう。それ によって、日蝕、月蝕の影響が人間世界に及んでいるという、占星術に影 響されたグロスター伯の考え方が強調されると思われる。

まとめると、グロスター伯の説明において用いられる 'nature' の意味とは、*OED* 2.b. の定義にある、'The general inherent character or disposition of mankind. Also in phr. *human nature*.' であると理解した。すなわちこの'nature' は、人間自然がそなえているところの、「人間理性」のことである。

8. リアの退位に伴う「自然状態 |

a. グロスター伯の思い込み

以上、グロスター伯がエドマンドと対話する中で、最近起きたという日 蝕、月蝕に言及して自分の考えを伝える台詞を検討した。その直後、リア が統治する王国(正確には、その王国であった領域)が現在陥っている「自 然状態」がいかなる様相を示しているか、伯がそのありさまを表現する台 詞は次のとおりである。

... Love cools, friendship falls off, brothers divide: in cities mutinies, in countries discords, palaces treason, the bond cracked between son and father. (Q,Sc.2,104-7,F.1,2,94-96)

この台詞はQとFで共通である。これは聖書のマタイ伝の一節と比較される³⁹⁾。助動詞 'shall' を用いた聖書の表現の場合、「必ず~なるであろう」という予言を表わす意味になる。しかしグロスター伯は 'shall' を用いずに現在形で表現する。それは、それらの予言に当てはまるような事態がすでに実際に起きている、ということを伝えたいためであろう。

しかし伯のこれらの表現はあまりにも一般的な言い方であるため、舞台 の進行と具体的にどう関わるのか、ここではピンとこないだろう。そのた めであろうかFテキストには、これにすぐ続けてグロスター伯の台詞が新たに追加される。すなわち、冒頭の二つの場面で起きたことがらに具体的に言及していると思われる次の台詞であり、Qテキストには見られないものである。

Gloucester: \cdot · · This villain of mine comes under the prediction: there's son against father. The king falls from bias of nature, there's father against child. (F, 1.2, 96-8)

Fで追加されたこの台詞で、'This villain of mine'がエドガーを指していることは明らかであろう。父親である自分を狙った策略(実はエドマンドが流した偽情報であると観客は知っている)に具体的に言及し、「予言のとおりになった(comes under the prediction)」と断言する。さらには、リアを指すと思われる国王(The king)を定冠詞付きで名指し、その王が「自然の情愛の道から逸れてしまわれた(The king falls from bias of nature)(大場訳)」として、その王が娘を勘当し、ケント伯を追放に処した、常軌を逸した行為に言及する。

それぞれの文に続くのは、「父親に刃向かう息子だ (there's son against father.)」および「子に刃向かう父親か (there's father against child.)」という 'there's 〜'で始まる文であり、「それみたことか、予言のとおりだ、そうだろう」というニュアンスがあるものと考えられ、エドマンドに同意を求めているように見える。つまり、ここで対話をする二人はともに前の場面で起きたことをすでに知っており (エドマンドはその場に立ち会い、グロスター伯は誰かから伝え聞いた)、だからこそ「お前も知ってのとおり」というニュアンスを含むと思われる 'there's 〜'という表現が意味をもつ。

以上のようにしてFテキストで追加された台詞は、グロスターが聖書由来の表現で最初に語った、「愛は醒め、友情は壊れ~」などの様相が、周辺で具体的に起きつつあることに言及していると思われる。

b. 台詞は移されたのか?

Fで追加されたこのグロスター伯の台詞としばしば比較されるのが、QにあるがFで削除されるエドマンドの次の台詞である。

Q Edmund: ... as of unnaturalness between the child and the parent, death, dearth, dissolutions of ancient amities, divisions in state, menaces and maledictions against king and nobles, needless diffidences, banishment of friends, dissipation of cohorts, nuptial breaches, and I know not what.

 $(0. Sc. 2.134 \sim 139)$

この台詞は、Fで新たに追加された先ほどのグロスター伯の台詞3行としばしば比較され、そのグロスター伯のFの台詞が、Qのエドマンドのこの台詞の「移された形」⁴⁰⁾であるとか、'replacement'⁴¹⁾であると指摘される。エドマンドのこの台詞は文章としてではなく、項目を次々と並べる形で述べられ、彼がQでエドガーに向かって「先日読んだ予言」として語るものである。そのためこれは、グロスター伯が最初に聖書の表現を引用して、'shall'を用いず現在形で述べる一般的な内容の台詞に内容では似ている。一方で、Fで追加されたグロスターの台詞は、確認したとおり、エドガーとリアの行為に具体的に言及するものである(むろんエドガーについては虚偽情報)。その台詞をQのエドマンドの台詞の「移された形」とか、あるいは 'replacement' とみなすのは無理があるだろう。

そうだとすれば、Qにあるエドマンドの台詞がFにおいて削除されるのはどうしてだろうか。ひとつ考えられることは、聖書由来の一般的な内容の台詞がすでにグロスター伯の台詞として前に置かれているため、エドマンドの台詞も聖書由来で内容が似ていて重複感があるからであろう。

なお、Qのエドマンドは日蝕月蝕を受けて誰か別の人が書いた予言を読んだとして、エドガーに向かって述べているだけであり、その予言の内容

など自分では全く信じておらず、そういう予言が成り立つはずがないとすでに吐露している。グロスター伯が占星術を信奉するのとは真っ向から対立する。エドマンドはこの直前に、グロスター伯の背中を見やりながら、占星術の予言が当たったと思い込む父のその背中に向かって「とんだ馬鹿げた話(excellent foppery of the world)(Q,Sc.2,110, F,1.2.104)」と言葉を投げかける。エドマンドはQのエドガーの目の前では、自分がそれを信じているように見せかけているが、かえってエドガーの方が、「いつからそんな占星術に凝るようになった?(How long have you been a sectary astronomical?)」と問いかけており、エドガーもまた、エドマンドの本音と同じように占星術(sectary astronomical)に対し懐疑的な姿勢であることをうかがわせる 42 。

9. Storm still

QテキストではSc.7、Fテキストで2幕4場、その最後でリアが二人の姉妹たちと別れてケント伯、グロスター伯、道化とともに退場する。それらの姿を見ながら、コーンウォル公爵が「中に入ろう、嵐 (storm) になりそうだ」と周囲にうながす。Qではこのコーンウォル公の台詞からSc.17まで、Fではこのコーンウォル公の台詞の直前のト書きから4幕1場まで、嵐 (storm) という語が繰り返される。リアが嵐の中で荒野を彷徨することを暗示する語である。

しかし、QとF、両テキストを比べると、その'storm'がFにおいてかなり頻繁に用いられていることが判明する。'storm'という語がどれくらいの回数で用いられるか、両テキストを比較してまとめると次の表のとおりである。

「文学部紀要」文教大学文学部 37-1号 2023年 磯山甚一

Qテキスト		Fテキスト(アンダーラインはQとの異同)	
Foole. And leave thee in that storme.	(Sc.7, 245)	Foole. ,,, leaue thee in that ftorm	ne (II iv, 74)
		Storme and Tempest	(II. iv, 276 [S.D.])
Duke. ,,, twill be a storme.	(Sc.7,445)	Corn 'twill be a storme.	(II. iv, 280)
Duke. ",come out ath storme.	(Sc.7,465)	Corncome out oth' storme.	(II. iv, 302)
		Storme still.	(III. i,0[S.D.]
Kent. ",fie on this storme,	(Sc.8,41)	Kent Fye on this Storme,	(III, i, 28)
		Storme still.	(III. ii, 0 [S.D.])
		Storme still.	(III. iv, 3,[S.D.])
Lear. ,,, this crulentious storme	(Sc.11,6)	Lear: this contentious storme	(III. iv, 6)
[Lear: ,,, this pittileffe night,	(Sc.11,26)]	Lear: this pittilesse storme	(III. iv, 29)
		Storme still.	(III. iv, 58[S.D.])
		Storme still.	(III. iv, 90[S.D.])
		Storm still.	(III. iv, 146[S.D.])
Gloft. "with fuch a storme of,,,	(Sc.14,56)	Glou. ",with fuch a storme as his	s ,,, (III, vii, 58)
Gloft. ,,, In the last nights storme	(Sc.15,31)	Glou. ", I'th'last nights storme	(IV, i, 32)
Gent. ,,, what ith storme ith night?	(Sc.17,29)	(Fはこの場面全体削除)	

一見して分かるとおり、Qで'storm'への言及は人物の台詞の中に限られているため、観客はその台詞を聞き取り、想像力を働かせて舞台上の出来事が嵐の中で進行すると想像するのであろう。Qのト書きに'storm'が見られないのはそういう意味だと思われる。それに対してFでは、ト書きとして新たに'storm'が多数付け加えられていることが一目瞭然であろう。これは何を意味しているであろうか。

考えられることは、どれも推測の域を出ないが、次のとおりである:

- (1) Qでは台詞を聞いて観客が舞台上に嵐の場面を想像するという、台詞による暗示にとどまっているが、Fでは嵐を舞台効果として用いることを明確にして指示したこと。
- (2) 舞台効果の道具類は、Qによる上演当時にはなかったか、あるいはあっても用いなかったが、Fによる上演時には劇団が何かそのような道具類を用いることにしたか、あるいは新たに手に入れたかもしれないこと⁴³⁾。
 - (3) Fテキストによる上演が、Oによる上演の舞台と上演用の舞台構造

そのものに違いがあったかもしれないこと。Fのト書きに多数の'storm'が 追加されたのはそのためであったかもしれない。Fテキストがもしかした ら劇団がロンドン市内に新しく手に入れたブラックフライアーズ劇場での 上海のためだったかもしれない、との推測もある⁴⁴⁾。

【(4) に続く】

注

なお、本文中の日本語訳は本論(1)、(2)と同じく大場建治対訳・注解『リア王』 (研究社、2005年)から引用させていただき、その都度表記しました。

- 1) シェイクスピアの作品における 'nature' に関する研究のひとつとしてしばしば 取り上げられる、John F. Danby, *Shakespeare's Doctrine of Nature: a study of 'King Lear'*, (Faber, 1948, p.19) によれば、作品中に 'nature'、 'natural'、 'unnatural' という 語が40回以上 (over forty times) 出現するという。この回数は「~以上」としてい るので厳密ではない。また、この論者の用いたテキストはQテキストか、Fテキ ストかについて言及されていない。
- 2) Capell はここに 'Exeunt Gloucester and Edmund' というト書きを付した。この情報 は後掲の Wells, Halio, Foakes の編集テキストの注にもとづくものである。
- 3) 本論で用いるテキストについて。本論 (1)、(2) に続いて基本的にQテキスト、Fテキストを引用する場合はそれぞれ次による。

Stanley Wells (ed.) The History of King Lear, Oxford University Press, 2000.

Jay L. Halio (ed) , *The Tragedy of King Lear*, Cambridge University Press, 1992. しかし、Qテキスト編者 Stanley Wells がここのグロスター伯の退場の場合にFテキストを採用している。ここでは、QとFの違いを明らかにするために、次のテキストを出典としたい。

Oテキストは:

The Facsimile Edition of Shakespeare's Quarto of King Lear, Meisei University, 1976. Fテキストは:

Norton Facsimilie Edition of The First Folio of Shakespeare, prepared by Charlton Hinman, New York, W.W.Norton & Company, Inc. 1968.

- 4) 邦訳のテキストでは、大場建治対訳・注解『リア王』(研究社、2005年)、河合祥 一郎訳『新訳 リア王の悲劇』(角川文庫、2020年)が、エドマンドが舞台に残り 続けるという考え方があることを注で紹介したうえで、どちらなのか明確な判断 は控えている。
- 5) Foakes によるグロスター伯の「退場 (*Exit*)」のト書きの注。'if he[=Edmund] witnesses what happens at court, and leaves with the rest at 268, the rebellion of a daughter

- against the King could be seen as related to his plot against Edgar and his father,..' R.A. Foakes (ed) , *King Lear*, (Methuen, 1997) ,p.160.
- 6) 最初の場でその語が用いられるのはQテキストで3回、Fテキストは4回である。 Qの'merit' (Q,Sc.1,47) が、Fで 'nature' (F.1.1,48) に修正されるため、Fでは数が ひとつ多い。
- 7) *OED*の定義は次のとおり。'nature'の項目 '11.a.' に 'The creative and regulative physical power which is conceived of as operating in the material world and as the immediate cause of all its phenomena.' (物質世界で作用し、その世界のすべての現象の直接的な原因と考えられる創造的、調整的な力) とあり、続いて、'11.b.'の項目に、'More or less definitely personified as a female being' (多かれ少なかれ明らかに女性的存在として擬人化される) と補足がある。
- 8) 本論 (2) で見たとおり、王国についてのリアのこのような関心の欠如はFテキストにおいて目立っている。
- 9) Fテキストの編者 Halio は、ケント伯のこの台詞について 'An early indication of top-sy-turviness, or inverted order, in the play' として、「秩序の逆転」の観点から説明している(Halio, *op.cit*. p. 105)。Foakes もやはりこのケント伯の台詞について、'a first indication of the inversion of order and values brought about by Lear's actions, and later a constant theme of the Fool, as in his prophecy at 3.2.79-96.' と述べ、「秩序の逆転」を見ている(Foakes, *op.cit.*, p.170)。しかし本論で述べるとおり、「秩序の逆転」よりは、「秩序の崩壊(法のない状態)」から説明した方が一貫した見方が可能であろうと思われる。
- Alexander Schmidt, Shakespeare Lexicon and Quotation Dictionary, Dover Publications, Inc., 1971.
- 11) Qテキストの編者 Wells はそう注釈を加えているが、自分自身でその注釈の文に[] 付きの疑問符 [?] を付している。Wells, *op.cit.*, p.109
- 12) OEDに記載される意味で関連するのは以下のとおりで、何かからの自由、何かに 束縛されない、ということである。
 - 1.a. Exemption or release from slavery or imprisonment; personal liberty.
 - 2. Exemption from arbitrary, despotic, autocratic control; independence, civil liberty.
 - 3. ---
 - 4.a. The state of being able to act without hindrance or restraint, liberty of action.
- 13)『日本国語大辞典 第十巻』(小学館、1974年)の「自由」の項目で①は、「自分の 心のままに行動できる状態。思いどおりにふるまえて、束縛や障害がないこと。 また、そのさま。思うまま。」とある。
- 14) The Merchant of Venice からの引用は、岩崎民兵解説註釋『ヴェニスの商人』(研究 社小英文叢書、1950年)による。

*OED*に引用される本文は次のとおり。"iv.i.35 If you denie it, let the danger light Vpon your Charter, and your cities freedome."このシャイロックの台詞はたとえば、「それをならぬと仰せになるなら、公爵の特権も、ヴェニスの自由も、無事ではすまなくなりましょう」(小田島雄志訳『ヴェニスの商人』(白水社、1983年)、p.129)と訳される。この訳では'charter'が'privilege'の意味と解釈されて「特権」と訳さ

れるが、むしろ'charter' = 「特許状」の方がいいと思われる(国王が発行する場合は「勅許状」とも訳されるだろう)。すなわち、ヴェニスの領主である大公がヴェニスの領地内に設置された団体である「都市」(OEDの定義にも'city'とあるとおり)宛てに「特許状」を発行して、その「都市」に「特権(freedom)」を与えたと考えるべきであろう。岩崎民兵解説註釋『ヴェニスの商人』(研究社小英文叢書、1950年、p.153)の注では、'charter'に注釈を付して、「「勅許状」 Shakespeare は英國王が都市に特権を與えるために出した「勅許状」を頭に描いていたらしい。」とあるとおりである。

- 15)『日本国語大辞典』では、項目⑤の定義がケント伯の言う意味に近いと思われる。 すなわち、「人が行為をすることのできる範囲。法律の範囲内での随意の行為。 これによって完全な権利、義務を有することになる。」
- 16) 3幕1場の冒頭、Fテキストには'Storm still' とト書きがあるが、Qテキストにはない。 Fは意図的に'Storm'のト書きをいくつも付け加えている。これについては本論の以下の $pp.25\sim7$ を参照。
- 17) これに関連すると思われる中世社会についての興味深い記述がある。「封建社会というのはアナーキー一歩手前の状態のことだ。いたるところで盗賊山賊の類が潜み、また自分の領内は治安の維持に努める領主も、他領では、あるいは他領から来た者に対しては、平気で略奪行為を働く。土台が誰も警察力というほどの警察力は持っていない。仮に持っていても、他領に逃げ込まれてしまえば手を出せない」。佐藤賢一『テンプル騎士団』(集英社新書、2018)、p.165~6.
- 18) 現代の版本では、Fにおけるこの'not'の削除は植字工(compositor)のエラーとされることが通例で、編集テキストには'not'が追加される場合が多い。Fテキストの編者 Halio は、'Compositor E has apparently dropped the negative in this crowded line (and column), but Schmidt 1879 and Oxford follow F.'と注解する(Halio, op.cit.,p.111.)。Arden版の編者 Foakes も'no doubt omitted from F by oversight'と指摘して「見落とし」説を唱える(Foakes, op.cit.p.127, p.178.)。 ただしそれらの判断に明確な根拠があるわけではないと思われる。以上の事情により、ここでは、Qテキスト、Fテキストともに、facsimile版から引用しておきたい。
- 19) Fにおける'not'の削除は現代の編集者には受け入れがたいもののように見える。 「若いころから気が変わりやすく癇癪を起こしやすいリア王」というリアのイメージが定着し、あるいは、そのようなリア王像をもとにテキスト編集がされてきた、と言うべきか。 そうでないリア王像は受け付けられなくなっている。

しかし、材源となったリア王説話を参照すると、ジェフリー・オブ・モンマスでは'Leir...nobly governed his Country sixty Years.'(リアは・・・自分の国土を60年間立派に統治した)とあるし、ホリンシェッドでは、'This was a prince of right noble demeanor, governing his land and subjects in great wealth.'(これは自分の土地と臣民を非常に豊かな状態で統治した、たいそう高貴な行状の君主であった)とあり、立派な王として統治したとされている。

- 20) 大場 (上掲書、p.35) は、'little = meticulous' として、「このところ細かく見てるとね。・・・」と訳している。
- 21)「万人が恐れをいだく共通の力が存在しないばあい」に国や領地などの統治がどう

なるのか、そのような問いが浮かんでくるであろう。永井道雄・宗片邦義訳『世界の名著23ホップズ リヴァイアサン』(中央公論社、1971年), p.158. 原文は次のとおり。'during the time men live without a common Power to keep them all in awe.' Thomas Hobbes, *Leviathan*, (Penguin Books, 1651), p.185. さらには「恐れるべき共通の力が存在しない場所(where there were no common Power to feare)(p.187)」などと表現される。

- 22) 現代の版本にある 'Sc.2' の表記は原典のQテキストにはない。原典のFテキストでは、エドマンド (表記は 'Baftard' (庶子)) の登場の前に 'Scena Secunda" と表記があるが、観客から見ればもちろん姉妹の退場と入れ替わってエドマンドが舞台に出てくるだけである。ただし、前の場面とこの場面の間に何がしかの時間が経過していると考えられる。というのは、前の場面でリアに指示されて舞台から去り姿を消したグロスター伯が、自分が舞台上にいなかった間に起こったことをすでに知っているからである。伯はエドマンドに続いて登場してエドマンドがそこにいるのに気づかないまま、ケント伯の追放、フランス王の出発、王がその夜にゴネリルの館に出発することを口にするのであり、誰かから聞いたことになる。
- 23) 人称代名詞のThouについては、C.T.Onionsの説明がある。A Shakespeare Glossary, (Oxford U.P., 1911),p.225. '[Thou is] used (1) in addressing relatives or friends affectionately, (2) by masters when speaking good-humouredly or confidentially to servants;,,, (3) in contemptuous or angry speech to strangers,.. and (4) in solemn style generally.' エドマンドの用例はこれらの中では(1)の「親戚や友人」にあたると思われる。
- 24) 'Though it[=nature] often relates to natural ties of human feeling, here it seems most closely related to its use in the phrase 'state of nature', defined by OED as 'the condition of man before the foundation of an organized society' (nature, sb. 14a (b)).

*OED*によれば 'state of nature' という語句そのものの初出はシェイクスピアよりも時代が下って、17世紀後半の哲学者ジョン・ロックによる1689年の『統治論』である。'The state of Nature has a law of Nature to govern it.' (*OED*による)

さらに、Peter Milward の「キリスト教以前の時代の人間性の条件」とは、この「自然状態」と同じことに言及していると思われる。ピーター・ミルワード「フッカーと『リア王』の自然」、ピーター・ミルワード他監修『『リア王』における「自然」』、(荒竹出版、1976年)、p.161.

- 25) Wells, op.cit. p.116.
- 26) Shakespeare's Doctrine of Nature, (Faber, 1948). Danby の 'the malignant nature of... Edmund' (p.31) という言い方はどう理解すべきか難しいが、エドマンドの仕える自然 (の女神) が「悪意ある自然 (malignant nature)」であると述べているように思われる。自然それ自体が人間に対して悪意を抱くわけではないだろうから、人間にとって「悪さをする自然、敵対的な自然」に見える、ということであろうか。「自然」に 'malignant' と 'benign' の両面性 (ambiguity, p.35) があるという着想は、エドマンド・スペンサーの『妖精の女王』で詩人が自然の女神には二つの「顔」 (face) があると語る描写から引き出されたように思われる (Danby, p.35)。Danby はそのスペンサーを引用して「顔」でなく自分で「首」と言い換え、その女神が 'The woman-headed goddess' であり、同時に 'the Goddess is Lion-headed' であるとい

- う (p.36)。Danby はそして、それらの二つの 'benign' と 'malignant' を対照軸として、登場人物たちをどちらかに当てはめ、排他的な二つのグループに分類する。
- 本論では、エドマンドが独白で用いる 'nature' をこれとは違った見方をしたい。 すなわちエドマンドは、自分の仕える「自然 (の女神)」が「悪意ある自然」であ ると言っているのではなく、周囲の世界が自然状態 (the state of nature) に陥った ことを認識している、とする考え方で論を進めたい。
- 27) *ibid.*, pp.31-43、'THE MALIGNANT NATURE OF HOBBES, EDMUND, AND THE WICKED DAUGHTERS' なお、注21 (ホップズ)も参照。
- 28) ピーター・ミルワードが次のように述べるのはおそらくこれと同じことを指摘していると思われる。「『リア王』においてシェイクスピアが狙ったのは・・・キリスト教以前の時代の人間性の条件を劇化し・・・」(ピーター・ミルワード、上掲書、p.161)。なおこの論集はQテキスト、Fテキストの区別については問題にしていない。
- 29) ホッブズはこの「自然状態」のことを「戦争状態」と表現している。「以上によって明らかなことは、自分たちすべてを畏怖させるような共通の権力がないあいだは、人間は戦争と呼ばれる状態、各人の各人にたいする戦争状態にある。すなわち《戦争》とは、闘いつまり戦闘行為だけではない。闘いによって争おうとする意思が十分に示されていさえすれば、そのあいだは戦争である」(ホッブズ、上掲書、p.156)。原文は次のとおり。'Hereby it is manifest, that during the time men live without a common Power to keep them all in awe, they are in that condition which is called Warre; and such a warre, as is of every man, against every man. For Warre, consisteth not in Battell only, or the act of fighting; but in a tract of time, wherein the Will to contend by Battell is sufficiently known:...' C.B.Macperson (ed), Thomas Hobbes, Leviathan, (Penguin Books, 1968), pp.185-6.
- 30) Wells はそのエドマンドの表現について注を付し、"'law' is a paradox." (Wells, op.cit.,p.116)と述べる。エドマンドのこの表現はパラドクス、すなわち撞着語法、であり、彼の「自然の法に仕える」という表現自体が理屈に合わない、ということであると思われる。なぜなら、本文でも指摘したとおり、この「自然」は「法のない状態」という意味で用いられるからである。
- 31) Danby の分類する二種類の 'nature' のうち、一方の 'malignant nature' とは、この 'nature' に言及したものであると理解すればいいのではないか。というのも Danby 自身が次のように述べるからである。すなわち、'it[= Edmund's society] is a society based on unfettered competition, and the war of all against all.' (Danby, op.cit., p.138) 「エドマンドの住む社会は、無制限の競争、万人の万人に対する戦争 [の原理] に基づいた社会である」と(そもそもそういう社会が人間的な「社会」であるとは思われないが)。さらに、エドマンドの信奉する 'nature' に関して、彼の行動の原理が「弱肉強食」(大場、上掲書、p.314) という言葉を用いて説明されるからである。「万人の万人に対する戦争(such a warre, as is of every man, against every man.) (Hobbes, op.cit.,p.185) 日本語訳(永井・宗片訳、上掲書、p.158) では「このような各人の各人にたいする戦争」)」はまさにホッブズの用いた表現であり、「弱肉強食」とはつまり法のない状態、力の強い者が勝つという世界のありさま、「ジャングルの

掟('the law of the jungle', Foakes, op.cit., p.179)」の支配する世界に用いられる言葉だと思われる。さらに付け加えれば、そのような世界では、ホッブズによれば、「力(Force)と欺瞞(Fraud)は戦争における二つの主要な美徳である」(ホッブズ『リヴァイアサン』(中央公論社、1971),p.158)。ここで言われる「欺瞞(Fraud)」は「うそをついてだますこと」であり、まさに劇中のエドマンドが父グロスターと兄のエドガーを相手に実行している。法のないところでは彼の行為も罪とはならず、それを取り締まるべき、法にもとづく警察力もないわけである。

- 32) 堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』(岩波書店、1976), p.267.
- 33) エドマンドの兄弟間の平等、嫡出と非嫡出に関連する主張は、それが「自然法」に基づく考えとして、今日では正当と考えられるようになっているだろう。その考え方をもとにして各国の家族関係に関する法律制定が進められている現状にあるのは周知のことであろう。

ただし、一例として12世紀当時のブルターニュの資料にも長子相続に異議を唱える、エドマンドに同調するような主張があったことは事実である。「誰が兄弟を不平等にしたのか(不平等ではないだろう)?」Robert Bartlett, *The Making of Europe—Conquest, Colonaization, and Cultural Change 950 - 1350*, (Penguin Books, 1994). p.50.

- 34) 大場の注、「主語はhis power」、上掲書、p.38.
- 35)「1605年9月27日に月蝕が、引きつづき10月2日に日蝕があった」。大場、上掲書、p.314.
- 36) Schmidt, LexiconがFにおけるこの'reason' を取り上げて、「他動詞として用いられる」と説明している。なおKENKYUSHA SHAKESPEARE, King Lear、によれば、Fで付け加えられる'it' は'indefinite' との説明がある。その前の'eclipses' が複数形であり、それを目的語とするならば'reason them' となるはずだからであろう。市河三喜、嶺卓二編、King Lear、(研究社、1963)、p.164.
- 37) 大場、上掲書、p.44.
- 38) Halio, op.cit., p.116.
- 39) Wells, *op.cit.*, pp.120~121. マタイ伝10:21は次のとおり (Authorized Version of *the Bible*, p.779)。

Matthew 10:21 'And the brother shall deliver up the brother to death, and the father the child: and the children shall rise up against their parents, and cause them to be put to death.'

これ以外にHalio (*op.cit.* p.117) は、マルコ伝 13:12をあげる (*ibid.* pp.815~6)。 Mark 13:12 'Now the brother shall betray the brother to death, and the father the son; and children shall rise up against their parents, and shall cause them to be put to death.'

- 40) 大場、上掲書、p.48.
- 41) Foakes, op.cit., pp.185~6.
- 42) なおこの「いつからそんな占星術 (sectary astronomical) に凝るようになった?」 というエドガーの台詞はQにはあるが、Fでは削除される。この戯曲でシェイク スピアは'sectary astronomical'という語句を用いて'astrology'に言及したのである(Q テキスト、Fテキストともに 'astrology'とそれから派生した語は用いられない)。

'astronomical' は 'astronomy' から派生し、'sectary astronomical' で、「占星術(大場 訳)」と訳される。Schmidt, *Lexicon* はこの 'astronomical' を 'pertaining to astrology' と 定義し、'astronomy' はすなわち 'astrology' であるとする。Foakes がこの語句の注 (*op.cit.*,p.188) で、'Astrology and astronomy overlapped in meaning until the eighteenth century.'[18世紀まで'astrology' と 'astronomy' の意味は重なっていた]としている。 英語の歴史で当初は'astronomy' が 'astrology' の分野をも含む語として用いられたが、やがて'art'としての'astrology'が 'science' である 'astronomy' と区別されて用いられるようになったのである。

なお OED によれば 'astronomy' と 'astrology' は明確な区別があり、'astronomy' が 'science' であり、'astrology' は 'art' である (cf. OED, 'The original distinction between Astronomy the *science*, and Astrology the *art*, is clearly expressed by ...')。また OED は、'astrology' の項で語源の説明をしたあとで、'Not in Shakespere.' と付記し、シェイクスピアは用いなかったとしている。

グロスター伯は、日蝕、月蝕の天体現象から不吉な予兆を見て取る(These late eclipses in the sun and moon portend no good to us. $(Q, Sc.2,101\sim2, F.1.2.91\sim2.)$ 。彼はその当時まで 'astrology' と同じ意味をもった語 'astronomy' を用いない。しかし彼の思考は、日蝕、月蝕から予兆を読み取り、その予兆どおりに自分の息子エドガーが自分に反逆し、王が娘を虐待したとするわけで、まさにその「占星術」の信奉者に他ならないとみなすべきであろう。続いてグロスター伯が言及するのは、本文で論じたとおり 'wisdom of nature' であるが、日蝕、月蝕の現象を'science' として解明しようとしても、結果はその理解どおりにはならないとして、伯は'astrology' を意味する 'astronomy' の視点から、'science' に立脚する立場を批判していると思われる。そのグロスター伯の考え方に対しては、エドマンドの「とんだ馬鹿げた話(excellent foppery of the world)」とする視点があることはすでに確認した。

- 43)「なお嵐の効果音には金属板の上で鉄の玉を転がしたり太鼓を連打したりする方法が用いられた」(大場、上掲書、p.143)。
- 44) J.L. Halio (ed), Introduction to *The First Quarto of King Lear* (Cambridge U.P., 1994), p.24. 「われわれが確信できるのは、多くの点で意味深い違いがある第一フォリオのテキストが、おそらくシェイクスピア自身によって、おそらく1609年以後のブラックフライアーズ劇場での公演のために改訂された、ということである」。

引用文献

Bartlett, Robert, *The Making of Europe—Conquest, Colonaization, and Cultural Change 950 - 1350*, Penguin Books, 1994.

Danby, John F., Shakespeare's Doctrine of Nature: a study of 'King Lear', Faber, 1948.

Foakes, R.A., (ed), King Lear, Methuen, 1997.

Halio, J.L., (ed), The Tragedy of King Lear, Cambridge University Press, 1992.

Halio, J.L., (ed), The First Quarto of King Lear, Cambridge U.P., 1994.

Hobbes, Thomas, Leviathan, Penguin Classics, 1985.

Milward、Peter,「フッカーと『リア王』の自然」、ピーター・ミルワード他監修『『リア王』

「文学部紀要」文教大学文学部 37-1号 2023年 磯山甚一

における「自然 |]、荒竹出版、1976年

Onions, C.T., A Shakespeare Glossary, Oxford University Press, 1911.

Schmidt, Alexander (ed.) Shakespeare Lexicon and Quotation Dictionary, Dover Publications, Inc., Third edition., 1901.

Wells, Stanley (ed.) The History of King Lear, Oxford University Press, 2000.

The Authorized Version of the Bible, London: The British & Foreign Bible Society.

The Facsimile Edition of Shakespeare's Quarto of King Lear, Meisei University, 1976.

Norton Facsimilie Edition of *The First Folio of Shakespeare*, prepared by Charlton Hinman, New York, W.W.Norton & Company, Inc. 1968.

The Oxford English Dictionary, Oxford University Press, 1989.

市河三喜、嶺卓二編、King Lear, 研究社、1963年

岩崎民兵解説註釋『ヴェニスの商人』、研究社小英文叢書、1950年

小田島雄志訳『ヴェニスの商人』、白水社、1983年

大場建治対訳・注解『リア王』、研究社、2005年

河合祥一郎訳『リア王の悲劇』、角川文庫、2020年

佐藤賢一『テンプル騎士団』、集英社新書、2018年

永井道雄・宗片邦義訳『世界の名著23ホッブズ リヴァイアサン』、中央公論社、1971年

堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』、岩波書店、1976年

『日本国語大辞典 第十巻』、小学館、1974年